



|     |                        |   |
|-----|------------------------|---|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け      | 5. エネルギー・環境<br>5-3 電力・ガス<br>【背景となる閣議決定】「エネルギー基本計画（平成26年4月11日閣議決定）」<br>第3章 第6節 市場の垣根を外していく供給構造改革等の推進<br>2. ガスシステム及び熱供給システム改革の推進<br>(1) 低廉かつ安定的な供給を実現するガスシステムの構築に向けた改革  |
|     | 政策の達成目標                | 効率的かつ安定的なガス供給を実現するため、経営の効率化による料金の低廉化、事業機会の提供を通じた事業者間の競争の活性化及び新規参入者による需要家向け市場への参入の促進を図る。   |
|     | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間      | 3年間<br>①平成28年4月1日～改正ガス事業法施行日の前日<br>②改正ガス事業法施行日～平成31年3月31日   |
|     | 同上の期間中の達成目標            | ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること。  |
| 有効性 | 政策目標の達成状況              | ガスの自由化市場の公平な競争環境の整備及び課税の公平性の確保がなされている。<br>○託送量の推移（百万メガジュール）<br>平成20年度：50,306（実績） 平成25年度：67,437（実績）<br>"21"：57,706（"） "26"：62,644（"）<br>"22"：63,870（"） "27"：65,627（見込み）<br>"23"：77,557（"） "28"：73,306（"）<br>"24"：59,854（"）<br>○全大口供給量のうち、一般ガス事業者以外の者による大口供給量の占める割合は12%、大口供給量が総ガス販売量に占める割合は62%（平成25年度）<br>○大口供給：年間契約量10万m <sup>3</sup> 以上のもの ※託送量は各社の販売計画に基づき算出 |
|     | 要望の措置の適用見込み            | ガス導管事業者（電気事業者等）等5社（28年度見込み）   |
| 相当性 | 要望の措置の効果見込み（手段としての有効性） | 本特例措置は、同一のガスに重複した課税を排除して新規参入者の競争条件を同一とするものであり、新規参入を促すためには有効である。現在、パイプライン等ガス供給インフラが着実に進んでいるところであり、本措置により導管網への公平なアクセスを確保することで、今後も様々な新規参入が見込まれる。<br>また、新規参入の促進により競争を通じたガス事業者のコスト削減や大口需要家の増加など自由化市場において競争の進展による選択肢の拡大や価格の低下が期待できる。  |
|     | 当該要望項目以外の税制上の支援措置      | 関連する措置はない。  |
|     | 予算上の措置等の要求内容及び金額       | 関連する措置はない。  |
|     | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係    | —   |
|     | 要望の措置の妥当性              | 新規参入者の公平なコスト環境の下での競争を実現するために、税制の原則（二重課税の排除）によりガス事業者間の課税の公平性を図り、もって公平なコスト環境の下での競争を実現する効果が期待できる。課税環境の問題を二重課税の問題として取り扱うか否かにかかわらず、競争を活性化させる観点から、政策上、税制による特例措置を講ずることが適切。なお、収入金課税が適用されている電気供給業においても同一趣旨の特例措置が講ぜられている。   |

|   |  |
|---|--|
| <p>税負担軽減措置等の適用実績</p>                          | <p>○事業者数<br/> ガス導管事業者（電気事業者等）4社 及び大口ガス事業者1社（平成27年度実績）</p> <p>○減税額（百万円）</p> <p>平成20年度： 41.7（実績）<br/> " 21 "： 37.4（"）<br/> " 22 "： 40.3（"）<br/> " 23 "： 42.6（"）<br/> " 24 "： 39.7（"）<br/> " 25 "： 39.6（"）<br/> " 26 "： 39.9（"）<br/> " 27 "： 43.4（見込み）<br/> " 28 "： 49.3（"）</p> |
| <p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p> | <p>適用総額の種類： 課税標準（収入金額）<br/> 適用総額（千円）： 5,342,381 ※（25年度）</p>  |
| <p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>            | <p>課税標準の算定に当たり、「自由化対象需要家向けのガス託送料金相当額」を収入金額から控除することは課税の公平性の観点から、施策の適正な執行を図るものであり妥当なもの。<br/> ガス供給業において、課税の公平性を確保するとともに、ガスの大口需要家向け市場において新規参入者間の競争を活性化させる観点から、新規参加者に事業機会を提供するもので、自由化市場の発展に寄与している。</p>  |
| <p>前回要望時の達成目標</p>                             | <p>ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること。</p>  |
| <p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>            | <p>—</p>   |
| <p>これまでの要望経緯</p>                              | <p>平成20年度 創設<br/> 平成22年度 3年間延長<br/> 平成25年度 3年間延長</p>   |